

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	フォスター電機株式会社
【英訳名】	Foster Electric Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 岸 和宏
【本店の所在の場所】	東京都昭島市つつじが丘1丁目1番109号
【電話番号】	042(546)2305
【事務連絡者氏名】	I R・ガバナンス統括部長 久米 清隆
【最寄りの連絡場所】	東京都昭島市つつじが丘1丁目1番109号
【電話番号】	042(546)2305
【事務連絡者氏名】	I R・ガバナンス統括部長 久米 清隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月25日開催の当社第92期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件
期末配当に関する事項
(イ) 配当財産の種類
金銭

(ロ) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金45円 総額1,020,357,315円

(ハ) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件
監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
岸和宏、望月昭人、三浦広貴、金井直樹、中条薫、江連淑人、門田泰人、金智寿を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
田中達人、木本聡子、大上有衣子、野村有季子を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
現在の取締役の報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない）と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額60百万円以内と定めるものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員に対する株式報酬制度に係る報酬枠設定の件
現在の取締役（社外取締役を除く。）の株式給付信託に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式給付信託に係る報酬枠を改めて設定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	186,704	6,139	196	可決(96.57%)
第2号議案	192,053	790	196	可決(99.34%)
第3号議案				
岸 和宏	188,687	4,156	196	可決(97.60%)
望月 昭人	186,890	5,953	196	可決(96.67%)
三浦 広貴	188,732	4,111	196	可決(97.62%)
金井 直樹	192,025	818	196	可決(99.32%)
中条 薫	188,626	4,217	196	可決(97.56%)
江連 淑人	191,985	858	196	可決(99.30%)
門田 泰人	160,886	31,957	196	可決(83.22%)
金 智寿	191,955	888	196	可決(99.29%)
第4号議案				
田中 達人	189,603	3,240	196	可決(98.07%)
木本 聡子	192,119	724	196	可決(99.37%)
大上 有衣子	192,137	706	196	可決(99.38%)
野村 有季子	192,024	819	196	可決(99.32%)
第5号議案	191,994	849	196	可決(99.31%)
第6号議案	191,996	847	196	可決(99.31%)
第7号議案	191,900	943	196	可決(99.26%)

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

第1号議案、第5号議案、第6号議案及び第7号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

なお、賛成割合については、当日出席株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない株主の議決権の数も分母に加算して計算しております。

以上